

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	すしん事業者カードローン (福島県信用保証協会保証付)
------------------	--------------------------------

ご利用いただける方	<p>1. 当金庫の会員資格を有する個人事業主および法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 当金庫の地区内に事業所を有する方 ・ 当金庫の地区内に事業所を有する方の役員または勤務されている方 <p>2. 福島県信用保証協会の保証を得られる個人事業主および法人</p> <p>3. 個人事業主および法人で、次のすべての要件を満たす方</p> <p>(1)個人事業主の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ②当金庫との融資取引が6カ月以上ある方 ③次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア. 保証協会が行う、申込直前期の決算における中小企業信用リスクデータベースを活用したスコアリングが、保証協会の定める保証対象基準以上である方 イ. 確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ、お申込人本人名義の不動産(自宅・店舗等)を所有している方 <p>(2)法人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている方 ②当金庫との融資取引が6カ月以上ある方 ③保証協会が行う、申込直前期の決算における中小企業信用リスクデータベースを活用したスコアリングが、保証協会の定める保証対象基準以上である方
お 使 い み ち	・ 事業に必要とする運転資金または設備資金
ご 融 資 形 式	・ 当座貸越契約とし、極度額まで反復貸越が受けられます。
ご 融 資 限 度 額	・ 100万円以上 2,000万円以内 (100万円単位)
ご 契 約 期 限	<p>・ 2年以内</p> <p>契約期限到来に伴い、継続利用を希望する場合は別途審査が必要となります。</p> <p>※ ただし、期限更新は最大で2回までとなります。</p>
ご 融 資 利 率	・ 長期プライムレート+当金庫所定の上乗せ幅

	<p>契約の締結日以降、長期プライムレートに変更があった場合には、自動的に同じ変動幅で変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳しくは窓口までお尋ねください。
お利息の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の最終残高について、1年365日とする日割計算とし、1カ月あたりの貸越利息額を毎月10日に当座貸越元金に組み入れます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 定額返済方式とします。 定額返済額は貸越極度額の1%とします。 毎月10日（休日の場合は翌営業日）に、ご指定の返済用口座からの自動返済となります。また、この定額返済のほか、いつでもご都合のよい金額を当座貸越専用口座への直接入金によりご返済いただけます。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業者の方は、原則として不要です。 法人の方は、代表権を有する方1名以上が必要です。
担保	<ul style="list-style-type: none"> 原則として不要
各種手数料	<ul style="list-style-type: none"> 無料
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証料は0.43%～1.87%以内（企業内容により異なります） ご契約時（または保証契約期間更新時）に一括払いとなります。 期限前に完済された場合は、保証協会所定の計算方法により、計算された返戻金額が1,000円を超えるものについて返戻します。ただし、諸条件により返戻されない場合もありますので、詳しくは、窓口までお尋ねください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士

	<p>会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は当座貸越専用口座のため、電気・ガス・水道等の公共料金等を自動引落して貸越を発生させたり、他の取引目的のためには利用できません。 ・当座貸越契約の解約は、当金庫に書面で届け出ることにより、いつでも解約することができます。なお、解約に際しては、解約時の貸越元利金をお支払いいただきます。 ・お申し込みの際には、審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 28 年 3 月 1 日 現在